

令和5年6月定例会 総務委員会（付託）

令和5年6月26日（月）

[委員会の概要 経営戦略部・監察局関係]

眞貝委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時31分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

梅田経営戦略部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

眞貝委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井川委員

私からは知事公舎のことについてお伺いします。

新聞にも出ていたみたいで、何点か聞きたいと思うのですが、前知事が住まわれていた知事公舎は現在どのようになっているのか、聞かせていただきたいと思ひます。

北村管財課長

井川委員から、知事公舎の現状についての御質問を頂いておひます。

まず、現在の知事公舎は平成4年3月に副知事公舎として建設したものごひます。徳島市南仲之町に所在しておひまして、敷地面積は712平方メートル、木造平屋建て、延床面積は約200平方メートルごひまして、築31年が経過いたしておひます。

平成8年4月に当時の知事が入居して以来、本年5月に前知事が退去されるまで歴代の知事が利用してまいりました。今年5月に就任された後藤田知事は、御自宅から登庁しておひますので、現在公舎としては入居者がいない状況ごひます。

井川委員

今は知事はお住まいになっていないということで、空き家ということでごひます。維持管理経費はどの程度掛かっているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

北村管財課長

知事公舎の維持管理経費のお尋ねでございます。

知事公舎の維持管理経費につきましては、令和4年度の実績におきまして約210万円となっております。なお、維持管理経費につきましては、現在知事が居住しておりませんので、内容を精査いたしまして縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

井川委員

縮減に努めるということでございますので、どれくらい縮減できるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

北村管財課長

維持管理経費がどれくらい縮減されるかというお尋ねでございます。

現在知事が入居されていないという現状がございますので、維持管理経費については内容の精査を行ってまいります。なお、令和5年度につきましては、60万円程度縮減されるものと考えております。それ以降につきましては、更なる縮減に向けて努めてまいります。

井川委員

どういう部分で縮減するのか、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

北村管財課長

どの部分で縮減されるかということでございます。

現在、維持管経費として支出しておるものに、敷地とかの清掃業務がございます。その回数を減らすとか、そういったことで最低限の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

井川委員

よく分からない部分もありますが、私の記憶では知事は就任記者会見の場で知事公舎には住む考えはないとした上で、公舎の在り方について第三者に一度協議していただきたい旨を発言されたと思っておりますが、現在の検討状況を教えていただきたいと思っております。

北村管財課長

公舎の在り方の今後の検討についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、知事から第三者に御協議いただくという御発言がございましたので、知事公舎の在り方ですとか、今後の利活用策につきまして、御検討いただく有識者会議を設置したいと考えておりまして、現在、鋭意人選を行っているところでございます。

今後、有識者会議を設置いたしまして、年内に意見集約を目指して進めてまいりたいと考えております。

井川委員

有識者会議のメンバーを人選中ということでございますが、メンバーにはどのような人

を選ぼうと考えられているのか、教えていただきたいと思います。

北村管財課長

有識者会議がどのようなメンバーになるのかというお尋ねでございます。

人選につきましては、現在進めておるところでございますけれども、例えば県の審議会の委員の中から財産関係に見識のある方、あと不動産にお詳しい方、また、危機管理の関係の方など、様々な視点の有識者の方に参加いただければと、現在人選をしておるところでございます。

井川委員

メンバーとなる有識者の選定中ということでございます。近日中には検討が始まるものと思われませんが、準備が整いましたら我々議員にも、是非御説明いただけるようお願いをしたいと思います。

また、全国的に知事公舎の在り方を見直す動きがあるのではないかとと思いますが、ニュースでも、三重県であったり、いろいろと話を聞いておりますが、分かる範囲で結構でございますので、その状況など教えていただきたいと思います。

北村管財課長

有識者会議の準備が整いましたら説明していただきたいということと、あと他県の見直しの動きという御質問かと思えます。

まず、有識者会議につきましては、現在立ち上げるべく人選中でございますが、準備が整いましたら改めて御説明させていただきたいと考えております。

また、他県の状況でございますけれども、令和4年度の調査によりますと、知事公舎につきましては約29道府県で保有しておるとお伺いしておりまして、うち20の知事さんが知事公舎に入居されているとのことでございます。

また、知事が居住していない知事公舎についての活用策でございますけれども、例えば千葉県や大阪府では、会議室として活用されておりましたり、島根県につきましては、一般県民の方に文化芸術等の振興目的での貸出しを行っているとのことでございます。一方、香川県や愛媛県は、以前所有していた公舎を売却しておりましたり、群馬県におきましては、公舎を撤去して土地の貸付けを行っているとお聞きしております。また、富山県につきましては、公舎を改修いたしまして、文化施設として活用している事例があるとお聞きをしております。

井川委員

他県でもいろいろ取組がされているみたいでございまして。私も知事公舎って確かに見たことがない。どこにあるのかは知っておりますけど、横をずっと通り抜けるぐらいで、何も用がないので、よく分からない部分もあります。

やはり一つの県として、知事公舎というものもある意味必要ではないかなという部分もあります。他県においてもそれぞれの実情に応じて知事公舎を保有する一方、売却、撤去、また改修の上、多目的に利用するなど様々であるということの報告を受けました。

これから、有識者の皆さんに公舎の在り方を御検討いただくわけではありますが、今後公舎を必要とされる知事もいらっしゃるかも分かりません。

是非とも、廃止、売却ありきの議論だけではなくて、利活用方法、また公舎のセキュリティ対策はどうかなど考えて、専門的見地から御意見を頂き検討するよう、御要望申し上げますので、慎重によろしくお願ひしたいと思います。

扶川委員

私はずっと知事の公約のことを聞いていっているのですが、今ちょっと思い出したのですが、一つ本会議でも聞いていなかったのですが、知事の退職金について知事から何か指示を受けていますか。

山名職員厚生課長

扶川委員より、知事の退職金につきまして御質問を頂いたところでございますが、現在のところ御指示等はございません。

扶川委員

あれだけはっきり公約されたのだからやめるのだからと思いますけど、全国的に退職金がないのがどの程度あるのか、把握されていたら教えてください。

眞貝委員長

小休します。（11時42分）

眞貝委員長

再開します。（11時43分）

山名職員厚生課長

扶川委員より、全国の状況につきまして御質問を頂いておりますが、申し訳ございません、全国の状況を持ち合わせておりません。

扶川委員

私たち議員をやっておりますも4年ごとに選挙費用が結構掛かりますけど、退職金なんかはありません。国にもないんでしょうから県も廃止していいというのが私の意見ですけども、全国状況も調べて、また御報告いただければと思います。

それから、公文書管理条例について伺います。

ガイドライン策定の進捗状況に関わることですが、条例が実のあるものになるためには、県が保有する情報は本来県民のものであるというのが基本的な認識であって、その情報を後で県民が求めたときにきちんと作られていて、適正な期間保管されていて、請求したら開示できるという仕組みが大事なのは言うまでもないわけです。

これまでの質疑の中では、一体何を作成するか、いつまで保管するか、また開示をするかしないかの判断は、まずは事業課というんですか、原課が行うという答弁がずっと続い

てまいりました。

その基準を示すガイドラインが今、法制文書課によって作られていると思うんです。このガイドラインはいつ頃できるのか、その際、パブリックコメントや議会の審議がどうなるのか、流れを教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員から、公文書管理条例のガイドラインの進捗状況についての御質問を頂いたところでございます。

公文書管理条例は、県議会における御論議や外部有識者の意見聴取などを経まして、去る2月定例会におきまして、この条例が制定され、来年度、令和6年4月から施行されることとなっております。

本条例は、県の事務事業の意思決定に係る過程について事案が軽微なものを除き、文書を作成する義務を明示するとともに、歴史的・文化的な公文書の適切な保存や、利用手続についても明示しているものでございます。

本条例の趣旨といたしまして、公文書管理の適正の確保というものがございます。また県民の皆さんに開かれ、公文書の利用が図られるためには、職員一人一人が条例の具体的な運用につかまして共通の認識を持つことが不可欠であると考えております。

このため、県といたしましては、国におけるガイドライン等の考え方を踏まえまして、県の様々な重要な経緯を含めた意思決定の過程や、その実績を合理的に検証できるよう作成すべき文書の具体例、また公文書の適切な管理、保存、利用の在り方など、条例の解釈運用基準を明らかにする公文書管理のガイドラインの作成を進めているところでございます。

この進捗状況でございますけれども、来年4月から円滑に施行するためには、策定したガイドラインや、各実施機関において作成しております公文書管理規定をそれぞれの実施機関の職員に周知徹底を図る必要がございます。

このため、ガイドラインにつかましては、年内のできるだけ早い段階を目標に引き続き内容について検討を進めているところでございます。また、議会に提示されるのかとの御質問も併せていただいたところでございますが、作成中でございますので、進捗状況にもよりますが、こういった方向でお示しできるのか、検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

今度の条例については、その保存に関して、歴史的・文化的価値に基づいて永久保存するものについては、文書館が事業課から廃棄のリストをもらって廃棄すべきかどうかということ点を点検することになっていきますけれども、その際、何をもちいて歴史的・文化的価値があるか、何をもちいて永久保存が必要だと判断をするかというのは、文書館が一定の基準を作ると思うんです。それとガイドライン、それからこの条例には軽微なものである場合を除きと書いていますが、文言の解釈を統一していなければいけないと思うんですけれども、このあたりはどんなふうになっているのですか。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、移管する文書の基準や保存する文書の基準、それから軽微なものの方等について統一されていなければならないといった御質問を頂いたところでございます。

こちらガイドラインや公文書管理規程など、定め方がいろいろあると思えますけれども、正に今検討しているところでございますので、引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

やっぱり、ガイドライン、規程、そういうもので作っていく、それが優先されるわけですね。

従来は、公文書管理は本当に読んで字のとおりというか、紙の文書しか行っていなかったと思うのです。それで歴史的・文化的価値というのも読んで字のとおりだったと思うのです。しかし、今回の条例では処理に係る事案が軽微なものである場合を除いてデータを保管することによって、意思決定の過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的な跡付けができるようにしようという条例ですから、これまでとは変わってくるわけです。電子データも文書館に一定送られて保管されるようになると思うのですが、どのような装置がどのような費用で整備されるのですか、分かったら教えてください。

美原法制文書課長

ただいま、電子文書につきまして文書館のほうにどのように移管されるのかといった御質問でございます。

まずは軽微なものについて御説明させていただきますと、こちらは飽くまで作成義務、文書作成するものについて軽微なものを除くというものでございますので、保存するものが軽微ということではないというところを、まず御理解いただきたいと思います。

次に、移管された文書、電子文書をどのように保存するのか、こちらにつきましては正に電子的管理につきまして、情報通信技術等の発展においてどのような保存が適切かといったことについて更に検討を加える必要があるということでございます。実際、どのように保存していくかというのは、文書館において検討を進めていくものになるのであろうと考えております。現時点においては、詳細について御答弁をさせていただくものではございません。

扶川委員

もう一度確認ですけど、軽微なものというのは、作成するものについて軽微なものという意味ではなくて、作成することについて軽微か、軽微でないかということ判断するんですね。

だから、作られたものは全て文書館に送られて、そこで永久保存するかしないか、電子データも含めて、検討をするのですね。もう一度確認なんですけど。

美原法制文書課長

ただいま、電子文書の保存についての御質問であろうと考えております。

公文書管理条例における文書といいますのは、紙による文書であろうと、電子的文書であろうと、全ての文書を包含した概念でございます。

ですので、保存の概念、公文書の保存、移管、廃棄につきましては、公文書管理条例では電子的記録を含めた公文書保存等に係り、公文書の保存期間を各実施機関の定める公文書管理規程に規定することとしております。

また、保存期間満了後の公文書につきましては、歴史的・文化的価値のある公文書等は文書館に移管し、そうでないものについては廃棄の措置をとるべきことを定めているところでございます。また、実施機関により廃棄の措置をとるべきとされた公文書であっても、文書館との協議の上、歴史公文書等に該当すると認められる場合には移管の対象となるといったものでございます。

ということで、電子文書であるのと紙による文書にかかわらず、公文書管理条例においてはこの規定が適用されるということでございます。

扶川委員

理解できたかなと思うのですが、念のため違っていたら教えてください。

とにかく、本庁の課で期間を定めているものについても、廃棄については全てリストとして一回文書館に送られて、そのリストについて適当かどうかという判断がされるということですね。分かりました。それでいいです。

先ほど、費用のことを聞きましたけど、時間がないので後回しで、また説明してください。

私がずっと言っているように、疑問点が残るのは第三者による点検、審査の仕組みがないことなんです。文書館側は作成に係る軽微なもので、作成されなかったものについては判断しないわけです。ないわけですから、廃棄の相談は受けられないわけです。

何度も例示してきましたけども、庁内協議の議事録というのが作成されなかった場合に、これを保存するかしないかという判断は、例えば文書館のほうではしないわけです。こういう文書を作っていないのは問題なのではないかという指摘がされたとします。議会で私がしてもいいし、県民から指摘がある場合もあると思いますが、誰がその問題を審査するのですか。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、作成されるべき文書が作られていないという御指摘に対して、どこがどう対応されるのかという御質問でございます。

公文書管理の適正確保の仕組みということでございますけれども、今、国や他県の事例を参考に更なる適正な運用に向け、効果的な手法について検討を進めているところでございます。なお、他県の第三者機関、公文書管理委員会は諮問機関でございます、そういった直接的な審査を行うものはないと認識しております。

このように事例を見定めながら、効果的な手法について検討を進めたいと考えております。

ただ、文書を作成することに関して、現実的にどのようなものが可能であるのかといっ

たことの観点は非常に重要なことだと思いますので、そういったことも踏まえまして、御理解いただければと思います。

扶川委員

今申し上げた庁内協議のことで言えば、国のほうでは大臣なんかが参加する会議については、ちゃんと議事録を作っておくということになっています。国のガイドラインによりますと、何々省内部の打合せや、何々省外部との折衝等を含め、打合せの記録については文書を作成するとなっています。

こういうものをきちんと参考にして、私は前に音楽プロダクションの女性の選任に係る問題が議論されたときに、その意思形成過程が跡付けられなかったということを本会議でも議論しましたが、庁内協議の議事録は絶対要だと思います。少なくとも知事、部長が参加するものは議事録を作成すべきだと思います。

現時点でそれについて、知事もこの間、本会議で質問した時には非常に興味を持っておられるようなことをおっしゃっていましたので、早くそういうものを作れという指示を出してほしいんですけど、現時点で法制文書課ではその点についてガイドライン作成に当たって、どのようにお考えですか。

美原法制文書課長

ただいま、意思決定過程の文書について、どのような検討をしているかとのことでございます。

現在検討を進めております公文書管理ガイドラインは、国の行政文書の管理に関するガイドラインなどの考え方を踏まえまして、県の様々な事業の経緯を含めた意思決定の過程やその実績を合理的に検証できるよう、作成すべき文書の具体例を示すこととしております。

現在、具体的な内容について詰めているところでございますので、このガイドラインを作成した後につきましては、知事部局各課はじめ、各実施機関のほうに周知してまいりたいと考えております。

扶川委員

今御紹介しましたが、国のほうは作るようになっていると思うんです。県も絶対作るべきです。重要な会議の議事録は、庁内の協議に関わるものをきちんと残さなければ絶対跡付けできません。明確な答弁は今ありませんでしたけど、まあいいです。同じことになると思います。

それから、時間がありませんから、先ほどの話に戻りますけど、情報というのは県民共通の財産です。であれば、公務員が税金を預かって仕事をするのと同じように、財産を預かっておるわけですね。当然、住民がそれを点検できなければならぬと私は思います。それをさせないというのは、主権者をないがしろにする行為だということになるんじゃないでしょうか。

ところが、住民監査請求というのは、財務会計上の行為に対する監査請求が基本になっておりまして、県の事務一般については個別審査を申し出る制度があるものの、有権者の

50分の1の署名が要るとなっていて、非常にハードルが高い。この個別審査というのは過去に使われた例があるかどうか、御答弁ください。

眞貝委員長

小休します。（11時59分）

眞貝委員長

再開します。（11時59分）

扶川委員

分かりました。所管が違うのですね。まあ、聞いてますけどないということです。

私は知事に質問させていただきましたように、どうせ作るなら全国トップクラスの透明度の高い、レベルの高い公文書管理条例にさせていただきたいと思うのです。

公文書管理委員会というのを最初に作られなかったから条例には反対しましたが、高知県では、電話で聞いたところ、公文書管理委員会について、条例ではうたっていないけれども、県民からいろんな疑問が出てきたときには、この委員会の活用もあるかもしれないとお話を伺いました。

先ほど、公文書管理委員会というのは諮問の機関であって審査する機関ではないという御答弁がありました。それはそのとおりだろうと思うのです。審査する機関としての個別監査がやられない、できないような状況では、せめて諮問でもできるようにしていただきたい。それができるだけ、公文書管理委員会のない本県よりも一歩前進していると思うのですよ。

何らかの形で、諮問もできるし、できたら県民の審査も受けるような形も作ってほしいと思うのです。そういう考えは全くないんですか。教えてください。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、第三者機関の考え方についてということで御質問を頂きましたが、この公文書管理の適正確保につきましては、国や他県の例を参考に更なる適正な運用に向け、効果的な手法について検討を進めているところでございますので、まずは検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

他県の例を参考にとずっとおっしゃいますけど、それはしていただいて結構ですよ。議会でこうやって一生懸命議論しているんです。他県も結構、国も結構。しかし我々も数千人の有権者から選ばれて、その声を反映しているつもりで、こうやって議論しているんですよ。私はゼロ回答は全然納得がいきません。それこそ議会をないがしろにしているんじゃないか思えない。もう少し誠実な答弁を求めたいと思います。言えないのはどうしてなのか、私は理解できない。もう少し本会議で知事と議論したかったですけどできなかったの、また今後機会があれば、知事にもお会いしてお話ししたいなとも思います。

県民、主権者である県民が文句を言ったり、あるいは議会が審査を求めたら、それに対

して審査が行われたり、あるいは諮問してほしいということを知事に申しあげたら、その要求に応じて知事が諮問機関に出して諮問していただいたり、そういう仕組みが絶対に要ります。

高知県はこうおっしゃっていました。公文書管理委員会を設けている一つの意味は職員のお手盛りにならないような仕組みだというようなことをおっしゃっていました。県民共通の財産である情報をお手盛りだけで解決してはいけない。お手盛りするなんてことは言ってませんよ。私は職員性悪説には立ってませんが、でも、制度としてお手盛りの制度を作っては駄目なんです。決して職員さんを疑っているわけではありませんが、第三者にきちんと見ていっていただける仕組みを作ろうとしない姿勢には疑問を感じざるを得ないということをおし上げておきたいと思いますが、部長はどういう御意見なのか教えてくださいませんか。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員より、県民の知的資源であることに鑑みて施行すべきであるという御質問でございます。

この公文書管理に関する条例の目的は、県等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、昨年度定例会における総務委員会への骨子案の報告に始まり、外部有識者である情報公開審査会、文書館協議会等の意見を頂きまして、素案を総務委員会に御報告させていただき、その上でパブリックコメントを実施し、2月定例会で議決を頂いた条例でございます。

この条例で定まった内容は非常に重いものと認識しておりまして、それが施行日から各実施機関の職員に適正に運用いただけるよう、所管課としてこれからも尽力してまいりたいと考えている所存でございます。

引き続き、公文書管理につきましては鋭意作業を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

眞貝委員長

扶川委員、もう1分切っています。

扶川委員

分かりました、まとめます。

条例ができてしまったから、その条例の条文に入っていないからということで、公文書管理委員会のような諮問機関もできないし、審査する機関もできないというようなことでは困ります。それはおかしいと思えば、改正することだってできるのだから、また条例を改正すればいいのです。意見を申しあげているのだから、ちゃんとそれを受け止めていただきたいということをお強く申しあげて終わります。

井下委員

ちょっと1点だけ。

先ほど扶川委員の公約の話が出たので、確認したいのです。

今回途中で知事が代わって初めての議会になります。財政課に聞きたいのですが、今回の予算をどのようにブラッシュアップされましたか。

福岡財政課長

井下委員より、今回の補正予算についての御質問でございます。

今回の補正予算につきましては、知事の御意向も踏まえながら、徳島新時代に向け、県民目線・現場主義、これを徹底して、喫緊の課題である県民の安全・安心の確保や、物価高、新型コロナへの対応、また徳島の魅力の最大化をいち早く具現するために、まずは着手できる事業について、主に編成しておるところでございます。

井下委員

仁木議員も、確か代表質問で言っていましたけど、公約と照らし合わせた検証というのはやりましたか。

福岡財政課長

全ての公約に関係する予算について、6月補正予算で全てを網羅できるとは考えておりません。その中でいち早く着手できる部分のみ、今回の6月補正に計上させていただいております。

井下委員

それはそうです。

議案に上がるということは、当然予算を付けたらできるってということだと思います。

例えば、LCCなんかも今回初めて出ていますけど、これは公約に沿っていると思います。

何回も言いますが、当然予算を付ける、議案に上がるということは、できるものが上がってきているのだという認識だと僕も思います。

では、これから先、知事が言っていましたけど、県民に聞くというのは、選択肢が必ず実現可能なものでないといけないと思うのですが、そういう認識でいいですか。

福岡財政課長

それぞれの事業につきましては、それぞれの担当部局において、実現の可能性等々を踏まえた上で予算要求をしてきていると思いますので、今回の補正予算に計上しているものについては、実現できるものであると考えてございます。

井下委員

財政課になぜ聞くかという、今後出てくるもの、ブラッシュアップをしないとイケな

と思うのですが、その中で予算が付くまでの段階で、県民に聞くということをおっしゃってましたので、これって聞いても、こっちへ上がってこなければ多分意味がないと思います。僕としては選択肢というのは実現可能というのが大前提だと思っておりますので、各担当課がこれからやっていくのだろうし、様々検証もしていくと思いますので、ちょっとその部分だけもう一度お伺いしますが、議案に上がってくるということは、予算を付けたら必ずできるものが上がってきますよね。

福岡財政課長

先ほども申しましたように、その予算を計上している部分については、それぞれの担当部局において、検討をした上での要求と考えてございます。

井下委員

ということは、財政課は、上がってきたものができなくても、上がってきたやつは、ブラッシュアップをして、担当課で予算をお願いしますというものは、実現不可能でも予算を付けるのですか。

福岡財政課長

そういうわけではございません。

予算要求として上がっているものについては、その実現の可能性などについても、きちんと踏まえた上で計上させていただいておるところでございます。

井下委員

もう何回も聞いても仕方がないので、最後にします。

何回も言いますが、予算に上がってくるというのは、予算を付けたら、当然できるものじゃないと、我々も議論のしようもありません。こここのところは、今後どういうふうに変換肢が上がってくるのか、次の9月まで3か月ありますので、しっかりと検証させていただいて、実現可能なものを変換肢としていただけるようお願いを申し上げます。

眞貝委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、岡田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、岡田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田（晋）議員

元気とくしまの岡田晋です。委員長、許可を頂きありがとうございます。

それでは、経営戦略部秘書課にお聞きします。

県のホームページによると、県庁だよりとして毎月第2水曜日には県政だよりOUR徳島の発行、第4水曜日には新聞紙上に行事、イベント、各制度や各種試験情報など、県庁だよりとして掲載しています。新聞には、第2水曜日にも発行とありますが、発行していないようですので、記載内容の訂正をお願いします。

それでは、新聞折り込みで配布している県政だよりOUR徳島の発刊経緯と状況についてお聞きしたいと思います。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員から、県政だよりOUR徳島の発刊の経緯、状況について御質問を頂きました。

御承知のとおり、広報活動につきましては、県民の皆様に県政に関する情報を正しく、分かりやすく、スピーディーにお伝えすることが重要でありまして、県では新聞やテレビ、SNSなど、様々な広報媒体を活用して、効率的で効果的な情報発信に取り組んでいるところでございます。

議員御質問の県政だよりOUR徳島につきましては、県政の動きや主要な施策、イベント情報など、最新的话题を県内外に発信することを目的としまして、昭和59年から発行しております。

現在はタブロイド判の4ページで構成し、年10回ほど発行しておりまして、新聞各紙への折り込みのほか、県の各庁舎、市町村の窓口など、県内幅広く配布をしております。

また、紙媒体での発行に加えまして、県のホームページでは最新号と併せ、過去5年間分のバックナンバーも御覧いただけますとともに、OUR徳島プラスとして掲載記事に動画を追加しまして、より分かりやすい形での発信にも取り組んでいるところです。

岡田（晋）議員

徳島県の広報紙として、県政だよりOUR徳島の内容の充実を図る必要があるかと思えます。

最近、徳島から奈良の息子さんのところに行かれた方から、参考にしてくださいと奈良県の広報紙が送られてきました。それを見ると、中身がとても充実していました。私も以前から徳島県の広報誌を体裁、そして内容も粗末だと思っていました。紙媒体の広報もとても重要です。県民の皆さんが知りたいたくさん情報や資格試験、募集など興味のある情報についても特に広くお知らせする必要があると思いますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員から、OUR徳島の内容の充実を図るべきでないかという御意見を頂きました。

OUR徳島の掲載記事につきましては、県の重要施策や大規模イベントを中心に特集を組んでおりますとともに、県内各地の催物ですとか各種募集など、県民の皆様身近な情報につきましても幅広く取り上げまして、読みやすさやボリュームにも配慮しながら掲載

しているところでございます。

議員からお話のございました、資格情報、募集などの情報につきましても、紙面中、県庁だよりのコーナーにおきまして、各種試験とか、講座、講習会の開催案内などを取り上げておりますほか、特に注目していただきたい企画、キャンペーンなどについては、県政トピックスとして別途コーナーを設けて周知も図っているところです。加えて、募集している内容やターゲットの年齢層に応じてT w i t t e rとかF a c e b o o kなどのSNSも併用した形で発信を行っております。

県政だよりの在り方につきましては、これまでも読者アンケートを通じた県民の皆様の御意見、庁内若手職員で構成しておりますタスクフォースからの提案、それからインターネットやSNSの普及といった社会的な背景も踏まえまして、取り上げるテーマや発行形態について随時見直しを行って、県民目線に立った紙面づくりに取り組んできたところでございます。

また、議員から御提案のありました奈良県さんにおかれましても、昨今のデジタル化の方向を受けまして、現在ページ数とか掲載内容の見直しについても検討しているとお伺いしております。

この度、岡田議員から頂いた御意見も参考にさせていただきまして、今後とも県民ニーズ、他の自治体の事例などを情報収集、研究しながら、より良い広報紙づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

岡田（晋）議員

現状の説明ありがとうございます。

既成概念にとらわれず研究していかないと、内部の人たちだけ集めて話していくと今までどおりでいいということになってしまうんです。ですから、そののところを一つよろしくをお願いします。

次に県のホームページについてであります。

現在ヘッドページに657日後に開催される大阪・関西万博、徳島「まるごとパビリオン」が大々的に宣伝されていますが、開催は657日後で約1年10か月も後です。それまでの間、万博一点張りではなく、工夫を凝らして大切な県の情報の発信をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、その県のホームページを閲覧して表示される行政情報の最下段に担当課名と連絡先、そしてメールアドレスが入っていないのが見受けられますので、各ページに全てにおいて入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、後藤田知事になってからSNSの発信が多くなり、プッシュ情報が寄せられ、とても便利になりました。それらのSNSのコメントが寄せられた場合、できる限り受信した旨、そしてコメントの返信をするべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

玉岡秘書課県政広報幹

ただいま岡田議員のほうから、県のホームページとSNSの対応につきまして御質問をいただきました。

まずホームページにつきまして、1点目はトップページから情報発信、それから各ペー

ジへの連絡先の表示についての質問であったかと思えます。

県のホームページは、県政情報の発信、そして最新の情報が分かりやすく計画的につながるよう掲載内容を工夫しながら運営を行っております。

特に、ホームページのトップ画面では注目情報ですとか、画像が自動的に切り替わるスライダーを利用したコーナー等については、PR効果が非常に高いですので、各所属からの要望、県民の皆様方の関心度、緊急性などを踏まえまして、柔軟かつ弾力的に運用しているところでございます。

続いて各ページでの連絡先の表示をはじめ、各ページのレイアウトにつきましては、これまでも利用者の方々への各種アンケートを通じまして、ホームページの使いやすさ、情報の見付けやすさなど、県民の方々の意識やニーズの把握に努めております。ホームページ内の専用フォームから随時、御意見、御要望を受け付けるなど、県民の皆様からの御意見を広くお聞きしながら、改良を行ってきております。

この度、お聞きしました御意見も参考にさせていただきますまして、今後も誰もが利用しやすいホームページのレイアウトや運用について、工夫を重ねてまいりたいと思えます。

岡田（晋）議員

説明ありがとうございます。

一日でも早く、スピード感を持って、徳島県の広報紙、ホームページの改善と県民目線に立った運営をお願いして質疑を終わります。

眞貝委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（12時21分）